

スポーツ事故と不法行為責任*

스포츠 사고와 불법행위책임

笠井 修**

Osamu KASAI

目次

1. スポーツ事故と不法行為
2. スポーツ競技者の不法行為
3. スポーツ指導者の不法行為
4. スポーツ施設・設備の設置・管理者の不法行為
5. スポーツ事故に対する不法行為法上の救済
6. まとめ

内容摘要

スポーツは、個人の肉体的、精神的な健康のみならず、社会文化の形成及び経済の発展に対しても重要な意味を持つ。反面、スポーツをめぐるさまざまな事故の発生で法的な問題が生ずる。

したがって本稿は事故の発生による法的な問題すなわち、スポーツ事故における不法行為を展開することにおいて重要な内容でスポーツ競技者の不法行為、スポーツ指導者の不法行為、スポーツ施設設備の設置管理者の不法行為について権利侵害と違法性、過失と責任などに関して考察する。最後にスポーツ事故に対する不法行為構想の救済に関して損害賠償、免責同意書を検討することでスポーツが成熟した社会の重要な構成要素として位置づけられるように寄与しようとした。

논문접수일 : 2009.12.29

심사완료일 : 2010.1.29

게재확정일 : 2010.2.1

* Korean Association of Sports & Entertainment Law 7th International Conference on Sports Law 2009

** 中央大学法科大学院教授

主題語：学校の体育館、学生対人の障害、第三者の権利侵害、補充賠償責任

1. スポーツ事故と不法行為

1. 1 スポーツ事故の発生

a. スポーツと事故のリスク

スポーツは、個人の運動能力のみならず、精神や人格の向上、さらには文化や経済の発展に対しても重要な意味を持つが、同時に、さまざまな事故のリスクと本来的に隣り合わせの関係にある。また、スポーツ活動には多様な関与者（たとえば、直接の競技者のほか、監督・コーチなどの指導者や審判をはじめとする各種スタッフ、スポーツ活動の場を提供する、スポーツ施設・競技場の管理者・施設整備者、観客、競技の主催者、競技者の所属団体、スポンサーなど）が存在するが、事故が発生するとこれらの関与者の多くが直接・間接にその影響を受けることになる。

スポーツをめぐる事故については、まずはその防止が重要な課題となり、そのリスク管理が試みられてきた。他方、発生した事故については、その法的処理が問題となり、民事・刑事にわたる責任が生ずることがある。ここでは、スポーツをめぐる民事責任、特に不法行為責任の状況を概観する。

b. スポーツにおける事故の発生

スポーツをめぐる事故の発生は、上記の多様な関与者に財産的損害・精神的損害を及ぼすが、その状況は、種目、当事者、状況等によって大きく異なる。

たとえば、事故の発生しやすい種目としては、水泳、硬式野球、ソフトボール、スキー、ゴルフ、ラグビー、マラソン、柔道、体操、登山、サッカー、テニス、ヨット・ボート、ラグビー、相撲などがあげられる。これらのスポーツ種目ごとの相違によっても、事故の発生形態や法的責任のあり方が異なることになる。

また、スポーツの性質が、いわゆるプロスポーツの場合とアマチュアスポーツの場合とでは、そこに登場する上記の関与者の性格も相互関係も大きく異なることになる。事故がしばしば重大な法的紛争に発展するのは、アマチュアスポーツ（特に、学校における教育としてのスポーツ）における事故のケースである。プロスポーツの場合には、事故が発生した場合のリスクの負担について、契約段階でかなり具体的な取り決めをおくことが多くそこでは事故のリスクの多く

は原則的に競技者の負担とされるからである。

c. スポーツ事故と不法行為責任

スポーツ事故は、競技や練習において競技者自身に生じるもののほか、競技者以外の上記のさまざまな関与者に生じるものがある（スポーツ事故が、スポーツとまったく関係のない市民に及ぶこともありうる）。また、競技性のあるスポーツばかりかそれがないスポーツにも事故は生じる。ここでは、それらを不法行為の成立との関係において次のように分類しておく。

(A) スポーツ競技者の不法行為：競技者が、競技としての行為において、自らの過失により、同じ競技に参加している他の競技者や審判、観客等（さらには競技者自ら）に損害を生じさせ、その競技者の不法行為責任が問題となる場合である。

(B) スポーツ指導者の不法行為：スポーツ指導者（監督、コーチ等）の指導上の不適切さによって、競技者が自身や他の競技者に損害を生じさせ、その指導者の不法行為（不作為による不法行為を含む）が問題となる場合である。

(C) スポーツ施設・設備の設置・管理者の不法行為：スポーツ施設・設備の設置・管理の瑕疵によって競技者（や観客等）に損害が生じ、その設置者・管理者の不法行為責任が問題となる場合である。

(A) のケースは比較的少ないが、種目としては、柔道、合気道などの格闘技やゴルフ、スキーの事故などにみられる。(B) のケースは、特に学校事故においては、多発する形態である。競技者が直接の加害行為を行った場合でも、競技者自身に対する責任追及が行われる場合はむしろ少なく、そのような加害行為を防止するべきであった指導者や管理者の責任が追及されるケースとなる場合が多い。(C) のケースは、さまざまな種目において発生しており、かなり典型的な紛争形態となっている。

1. 2 スポーツ事故における競技者の不法行為

一般に不法行為とは、ある者が他人に損害を与えた場合に、一定の要件のもとで、その加害者に、被害者に対する損害の賠償義務を発生させる制度であり、スポーツ事故が発生した場合にも、民法709条以下の不法行為責任規定や国または公共団体に対する国家賠償法に基づく責任を発生させることもある。

まずは、競技者自身の不法行為責任が追及される(A)の場合について眺めてみよう。

2. スポーツ競技者の不法行為

2. 1 不法行為の要件

スポーツ事故において一般の不法行為（民法709条）が発生するのは、①加害者の故意または過失、②他人の権利または法律上保護される利益の侵害、③損害の発生、④加害行為と損害発生との間の因果関係の諸要件が満たされた場合である。スポーツをめぐる不法行為においては、これらの諸要件もスポーツ特有の問題をはらむことになる。

2. 2 スポーツ事故と故意・過失

a. 故意・過失の意義

不法行為の成立には加害者の故意または過失が必要であるが、スポーツにおける不法行為は、そのほとんどが過失による事故に関するものである。過失とは、結果の発生を予見するべきでありかつ予見可能であった状態の下で、その結果の発生を回避するべき行為義務、つまり結果回避義務を怠ったという客観的な状態である（行為義務違反説。かつては過失を予見義務違反という主観的な状態と捉える理解もあったが、現在はそのような考え方はとられていない）。ただ、結果回避義務といっても、どのような場合にその義務があったといえるかは、一種の規範的な判断であり、容易には定式化しにくい。たとえば、①結果発生の蓋然性、②被侵害利益の重大さ、③十分な予防措置をとることの負担などが作用する（①、②は行為義務があったという方向で働き、③は逆の方向で働く）。スポーツ事故の場合には特に「安全」という利益を強く尊重しつつ、これらを個別の場合ごとに考慮しなければならない。その判断にはスポーツの具体的種目、事故の発生状況の個性が大きく影響する。

b. スポーツ事故における過失

スポーツにおける過失を判断する上で、まず念頭におくべきは、スポーツは本来的にリスクを伴うものであるということである。つまり、スポーツ活動から何らかの損害が発生するということは、通常の日常生活よりも高い蓋然性をもって予見される。また、その損害は主として身体（場合によっては生命）にかかわるものである。他方、スポーツを行うことの利益はきわめて大きく、それを控えることの不利益も大きい。

このような特質に加え、個別の状況の特性にも着目した過失評価がなされなければならない。

たとえば、競技者の属性（初心者・上級者、未成年者・成年者、アマチュア選手・プロ選手など）、競技の種目（球技、格闘技、個人競技・団体競技、競技性のある種目・ない種目など）、事故の発生場面（練習中、競技中、競技外など）、加害者の属性（競技者、指導者、主催者など）、被害者の属性（競技者、指導者、観客など）などの要素からみて、スポーツ事故における過失のより具体的な判断基準を組み立てる必要がある。事故の発生場面から見てみよう。

たとえば、練習中の事故として、【1】静岡地判平6・8・4判時1531号77頁は、Y3市立中学校の柔道部の課外活動中、部員Aが頭を強打し急性硬膜下血腫により死亡したという事件に関する判断である。死亡したAの両親が、Y1とその両親Y2らおよびY3市に対し損害賠償を請求した。

判決は、Y1の過失について、次のような要素に着目して判断した。「Aのように技能的・体力的に未熟な初心者の指導・練習をするにおいては、相手の技能を超えた技をかけたり、あるいは、相手の疲労度に留意せずに技をかけたりした場合、相手が技を受け損じて後頭部を床に打ちつけるなど危険があるから、相手の技術の程度、身体の状態、疲労度などを把握し、適宜休息を与えたり、できる限り大外刈りのような受け身の取りにくい技を用いるべきではなく、代わりうる受け身の取りやすい（あるいは、受け身を取り損ねた場合でも大事に至りにくい）技を用いるなど、かける技を選択し、また、Aとの身長差等から、大外刈り以外の技を用いにくいというのであれば、Aが後頭部を打たないように袖を確保するとともに、技を掛けるスピードについても、相当緩やかにするなど、技のかけ方に留意して練習を実施すべき危険防止義務があるというべきである」として、結果回避義務を認め、その義務違反をもって過失とした。

また、競技中の事故として、【2】東京地判昭60・5・29判時1206号49頁は、Y1（ゴルフ歴10年）が、初めて訪れたY2カントリークラブで、東6番ホールからボールを打ったところ、それが東5番ホールのティーグラウンドまで飛び、そこでティーショットをしていたXの顔面を直撃し重傷を負わせたというケースにおいて、過失判断の前提となる予見（予測）可能性と結果回避義務について、「ゴルフというスポーツは体積が小さい割合に重量が重いゴルフボールをクラブで打撃して高速で長距離飛行させるもので、打球の方向や着球地点を任意に調節することが困難なことを前提として打球の方向や着球地点の正確さを競うものであり、打球の調節が困難であるから、ゴルフコースの設置状況いかんによっては思わぬ方向へ打球が飛び、他人にあたる危険性は否定できないが、ゴルフというスポーツの存在を認める以上競技者としては、その技量、飛距離等に応じ自己の打球が飛ぶであろうと通常予想する範囲の他人の存在を確認し、その存在を認識するか、認識しうる場合に打撃を中止すれば足りるものというべきである」としたうえで、当該ゴルフ場における東6番ホールから見た東5番ホールのティーグラウンドの認識

可能性と打球の到達の予想可能性を否定し、Y1には、結果回避義務として「Xの存在を確認し、打撃を中止すべき義務」はなく、過失は存しないとした。

このように、予測可能性、結果回避義務の有無を種目ごとの個別の状況に即して判断することになる。

2. 3 スポーツ事故における権利侵害と違法性

a スポーツ事故における権利侵害の意義

また、不法行為の成立要件としては、「他人の権利又は法律上保護される利益」（平成16年の改正前は「他人ノ権利」）の侵害が必要とされている(民法709条)が、この要件の意味については、古くから議論があり、これを不法行為の成立要件としての「違法性」を表したものであると理解してきた歴史がある。

ただ、違法性という言い換えの必要性についてはなお疑義も存在するとともに、他方で、違法性要件が過失要件との関係において独自の存在意義をもたないとする議論もある（特に、違法性の意味を結果回避に向けた義務違反であるとする見解をとると、結果回避義務違反としての過失との関係が問題となり、過失を違法性に一元化してとらえる可能性や過失概念のもとに収斂させる見解が主張されている）。判例においても、違法性が独立した要件として扱わずにむしろ違法性阻却事由を争う理論的前提として意識するものや、故意過失要件によって不法行為責任の正否を判断するものがある。

もっとも、スポーツ事故のケースで問題となるのは生命・身体の侵害であり、これらの侵害が伝統的な意味での違法性を強く帯びることは明らかであり、ここでは、スポーツ事故との関連においても、むしろ違法性阻却事由とされる要素の特性を個別に検討することが適切である。

そして、競技行為自体が他者の（または自己の）利益を害する一定の危険をはらむものであるということは、およそスポーツとして避けることができず、また、スポーツのなかには、格闘技のように、客観的にみた限りにおいて他者に対する物理的攻撃を中心とするもの（つまり、対戦相手に対する加害行為自体が競技の本来的内容となっているもの）もある。そこで、特に違法性を阻却する以下の点が問題となる。

b 競技ルールと正当業務行為

スポーツ活動は、一定の「競技ルール」に基づいて展開される（闘争と競争の峻別）が、このルールは、通常人が活動する社会における行為規範とはその性質・目的を大きく異にする。またその適用範囲も、スポーツ競技の場のみに限られるものである。それは、勝敗を決す

る基準であるとともに、競技そのものの危険に一定の歯止めをかける役目をも担うものとなっている。

このような特質からみて、ルールに従ったスポーツ活動によって何らかの損害が発生した場合に、ルールに従ったスポーツ活動であったことを「正当業務行為」とみて、競技行為の違法性を阻却する可能性がある（「社会的に許容される範囲内の行為」と表現されることもある。

【3】事件、東京地判昭39・12・21判時393号17頁、東京地判昭45・2・27判時594号77頁）。

正当業務行為については、法律上、一定の根拠規定（たとえば、民法822条、刑事訴訟法213条、学校教育法11条など）が存在する場合があるが、法律上の規定がなくても、スポーツ活動のように正当業務行為と解される場合もある。下記のように、裁判例においても、ルールに従った競技行為を正当業務行為とするものがある。

たとえば、【3】東京地判平1・8・31判時1350号87頁がある。Xは、勤務先の会社の草野球チームの選手としてY2会社のチームと対戦し、2塁ベース付近で捕球態勢に入っていたところ、走者Y1のスライディングを受けて衝突し負傷した。Xは、Y1の故意または重過失を主張して不法行為責任を追及し、Y2会社に対しては使用者責任を追及した。

判決は、「野球のようなスポーツの競技中の事故については、もともとスポーツが競技の過程での身体に対する多少の危険を包含するものであることから、競技中の行為によって他人を傷害せしめる結果が生じたとしても、その競技のルールに照らし、社会的に容認される範囲内における行動によるものであれば、右行為は違法性を欠くものと解するのが相当である」とし、Y1のスライディングは、ルールに照らし、「社会的に容認される範囲内の行為」であり違法性を欠くとした。

ただ、競技ルールを守っている限りスポーツ活動は違法性を帯びないと常にいいうるかについては、まったく疑問がないわけではない（そもそもルールの適用のない練習中の事故の場合には決め手とならないことはいうまでもない）。本来スポーツのルールは、不法行為責任の要件としての違法性の判断基準となることを予定したものではない。ルールに違反しない行為であっても、その行為による損害発生が予見できる場合には、結果回避義務が生じる場合もありうるであろう（裁判例の中にも、「通常予測され許容された動作に起因するものであるとき」という留保を付け加えるものもある。【5】事件判決）。現に、スキー事故のケースで、ルールやマナーを守っていた以上注意義務違反も違法性も否定されたとした原審判断を覆した判例もみられる。

たとえば、【4】最判平7・3・10判時1526号99頁は、Xが、北海道のスキー場で滑走中、自己より上方から滑降してきたYと接触して転倒し、左足骨折、靭帯断絶の重傷を負ったため、Yの過失を主張し不法行為責任を追及したというケースに関する判断である。原判決

が、スキーヤーは一般に危険を回避する義務があるが、X、Yともに上級者であり、危険が常に随伴することを承知で滑走しているというべきであるから、ルール、スキー場の規則、マナー等を守っていれば、滑走中に他のスキーヤーに障害を与えることがあっても原則として注意義務違反とはならず、違法性もないとしたが、最高裁は、これを否定したうえで、次のような理由によりYの注意義務違反を認めた。「スキー場において上方から滑降する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるとして速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負うものというべきところ、前記事実によれば、本件事故現場は急斜面ではなく、本件事故当時、下方を見通すことができたというのであるから、被上告人は、上告人との接触を避けるための措置を採り得る時間的余裕をもって、下方を滑降している上告人を発見することができ、本件事故を回避することができたというべきである。被上告人には前記注意義務を怠った過失がある」とした。

なお、ルールに従ったスポーツ活動であることを過失の評価において考慮することも可能であるし、危険の引受けや被害者の承諾の事例とみることもできるから、その理論的位置付けが固定されているわけではない（もっとも、過失を認定しながら違法性の阻却を認めた先例はほとんど見当たらない）。

c. 被害者の承諾

スポーツに参加する競技者は、その競技が展開される中で、対戦相手が行う「競技としての加害行為」に対し、いわゆる「被害者の承諾」を与えているとみる可能性もある。ルールに基づいて行われた競技行為が違法性を阻却される根拠として、むしろこの被害者の承諾（ないし危険の引受け）が主張されることもある（また、相対的に過失相殺の問題として扱われることも多い）。

【5】東京地判昭45・2・22判時594 77は、小学校の体育館におけるPTA会員のバレーボールの練習において、前衛ライトの位置にいたYが、打球直後に転倒し、反対側コートの前衛レフトの位置にいたXの右足膝部に衝突したところ、Xは、その瞬間失神状態に陥り、右足膝内傷の障害を受け、後遺症を残したとして、Yがセミタイトスカートのまま練習に参加した過失があると主張し、損害賠償を請求したというケースに関する判断である。判旨は、「一般に、スポーツの競技中に生じた加害行為については、それがスポーツのルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、そのスポーツの競技に参加した者全員がその危険を予め受忍し加害行為を承諾しているものと解するのが相当であり、このような場合加害者の行為は違法性を阻却するものというべきである」として、被害者の承諾ないし危険の引受けの考え方を採用した。これを事件にあてはめ、Yの行為は違法性が阻

却せられるとした。

d. 危険の引き受け

また、加害それ自体に関する明確な承諾とまではいえない場合でも、スポーツに参加する競技者やスポーツ観戦者は、スポーツから生じる一定の危険をあらかじめ引き受けているという、「危険の引受け」の法理がある。先に述べたように、スポーツはそれ自体が本来的に危険を伴うものであり、危険を取り除いたスポーツというものはほとんどありえない。そこで、スポーツに参加する者は、競技者はもちろん観客も、スポーツの持つ危険を引き受けているとする考え方である（なお、先に指摘したように、被害者の承諾のなかには、正当業務行為として違法性を阻却することができるものもあり、位置付けが固定しているわけではない）。

ただ、あらゆるスポーツが危険の伴い方において一様というわけではない。①ボクシング、相撲、柔道、空手などのように相手の身体に対する直接の攻撃を内容とするもの、②サッカー、ラグビー、野球などのように多数の参加者の競技の過程で身体に対する多少の危険を包含しているもの、③ゲレンデのスキー、街のスケートリンクのスケートなどのように各人が相互に独立してその間に競争関係がないものでは、事情がかなり異なる。特に③では危険の引き受けの認定には慎重であるべきであろう。

また、この被害者には、競技者のみならず観客も含まれる。たとえば、F1などのモータースポーツで競技車輛が事故を起こして観客席に飛び込んだことがあり、また、野球のホームランボールが観客を直撃することや大相撲で力士が観客席に倒れ込むこともある。

判例にも、「一般に、スポーツの競技中に生じた加害行為については、それがスポーツのルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、そのスポーツの競技に参加した者全員がその危険を予め受忍し加害行為を承諾しているものと解するのが相当であり、このような場合加害者の行為は違法性を阻却する」（【5】事件判決）と述べるものがある。しかし、近時は、危険の引き受けについても否定例が多い。

たとえば、さきに見た【2】事件では、Y2会社の責任も争われたのに対し、Y2は、危険の引受けを持ち出した。しかし、判決は、「ゴルフ場に競技に来る者はゴルフ場が通常予想される危険を防止できる設備を備えていることを信頼してよく、これを前提としてなお事故が生じた場合にこれを受忍しており、又は受忍すべきであるというにすぎず、本件においては前記認定のとおり本件ゴルフ場には右のように通常予想される危険を防止できる設備に瑕疵があり、これに起因して本件事故が発生したのであるから、原告が危険を受忍していたとは到底いえず、被告会社の主張は採用できない」と判示した。既に見た【4】事件判決も、危険の引き受けの否定例である。

2. 4 損害の発生と因果関係

「損害」をどのように捉えるかは、不法行為法上議論が続いてきた問題であり、現在まで差額説が長く支配的となってきたが、損害事実説などの登場により議論が行われている。スポーツ事故によって生じた損害としては、種々の財産的損害、精神的損害がありうる。

加害者は、その加害行為「によって生じた」損害を賠償する責任を負う（民法709条）のであり、不法行為が成立するためには、加害者と損害発生との間に因果関係が認められなければならない（また、因果関係は、賠償されるべき損害の範囲を確定するうえでも基準とされる）。スポーツ事故の場合には、この点が争点となることもある。

たとえば、すでにみた【3】事件では、Xは、Y1が無登録の「替玉選手」として本件試合に参加し、本件事故を発生させたものであるから、違法性が阻却されないと主張したが、「Y1が無登録選手として本件試合に参加したこと、Xの受傷との間には、いわゆる相当因果関係があるとは認め難い」とした。

2. 5 スポーツ事故における有責性

a. 責任能力

「責任能力」とは、一般的にいえば、物事の善悪がわかるのみならず、加害行為が法律上の責任を発生させるであろうことを判断できる能力であり、およそ12歳前後の判断力があればこの能力を有するものとされている。民法は、加害者が、加害時においてこの責任能力を欠いていれば（たとえば、未成年、精神障害）、責任を負わないものとしている（民法712、713条）。

そこで、たとえば、未成年のスポーツの競技者が競技中の加害行為時にこのような能力を欠いていたことを証明できた場合には、不法行為責任は発生しない。そのような場合には、その責任無能力者の監督義務者が、賠償責任を負う（民法714条）。実際に、多くのケースで親権者（民法820条）に対する責任追及が行われている（民法714条1項但書の免責規定はあるが、それが認められることはきわめてまれである）。

なお、すでに見た、「被害者の承諾」や「危険の引き受け」を責任阻却事由と見る可能性もある。

3. スポーツ指導者の不法行為

3. 1 スポーツ指導者の責任

スポーツ指導者の指導行為における過失によって、損害が生じたケース（Bの場合）としては、学校における教育としてのスポーツ活動において、指導者（通常は教師）の注意義務が十分に尽くされなかったとして、当該指導者やその使用者として学校設置者の責任が追及される場合が、典型的である。指導者が公務員である場合には国家賠償法1条の責任が問題となり、私立学校やスポーツスクールなどの指導者である場合には、自身の不法行為責任のほか、使用者責任（民法715条）が成立する事例がある。

3. 2 スポーツ指導者の過失

ここにおいて特に争点となるのは、指導者の過失の判断である。過失の一般的意義についてはすでに述べたとおりであるが、スポーツ指導者が結果回避義務に反したか否かの判断は、どのようになされるべきか。指導の場が学校の場合には、結果回避義務としての一定の安全配慮義務の違反による過失が問題となる。

たとえば、最近の高校サッカー部の活動中の落雷負傷事件における引率教師の義務について、【6】最判平18・3・13判時1929号41頁が目される。これは、私立A高校サッカー部に所属するXは、同部監督Bの引率のもと、あるサッカー競技大会に参加した。当日は、大型で強い台風の悪天候のもとで競技が行われたがその試合中にコート内で競技していたXの頭部を落雷が直撃し、治療を受けたものの後遺症を残したというケースである。Xおよびその両親らが、高校を設置する学校法人、大会の主催団体等の不法行為責任と債務不履行責任をあわせて追及した。

判決は、学校法人の責任に関して指導者の注意義務に関しこう判断する。落雷による死傷事故が近年多数発生しており、また、「落雷事故を予防するための注意に関しては、平成8年までに、本件各記載等の文献上の記載が多く存在していたというのである。そして、更に前記事実関係によれば、A高校の第2試合の開始直前ころには、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたというのである。そうすると、上記雷鳴が大きな音ではなかったとしても、同校サッカー部の引率者兼監督であったB教諭としては、上記時点ころまでには落雷事故発生の危険が迫って

いることを具体的に予見することが可能であったというべきであり、また、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである。このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。」これと異なる判断の原判決を破棄した上で、引率教諭の結果回避行為の可能性等について審理を尽くさせるために原審に差し戻した（差戻審・高松高判平20・9・17判タ1280号頁は、教諭の過失を認め学校法人に使用者責任を課した）。引率教諭に対して、かなり厳しい予見義務・結果回避義務を課すものである。

また、水泳の授業中の事故について指導上の過失が問題となった先例も多く、ほとんどが逆飛び込みに関するものであり、その飛び込み方法の危険性が高いところから、高度の指導上の注意義務を要求し、その義務の懈怠による過失責任を肯定する事例が多い。

たとえば、【7】最判昭62・2・6判例時報1232号100頁は、市立中学の体育の授業で、水泳の飛び込みを練習していた3年生の生徒が、教師の指示で助走をつけて飛び込む「走り飛び込み」をしていたところ、空中でバランスを崩し水底に頭部を激突させ、頸椎骨折、頸髄損傷の障害を負い、重度の後遺症を残したケースに関する判断である。学生とその両親らが学校設置者である市に対し、教師の指導上の注意義務違反を主張して、損害賠償を請求した。最高裁は、「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務がある」としたうえで、「助走して飛び込む方法、ことに助走してスタート台にあがってから行う方法は、踏み切りに際してのタイミングの取り方及び踏み切る位置の設定が難しく、踏み切る角度を誤った場合には、極端に高く上がって身体の平衡を失い、空中での身体の制御が不可能となり、水中深く進入しやすくなるのであって、このことは、飛び込みの指導にあたる松浦教諭にとって十分予見しうところであったというのであるから、スタート台上に静止した状態で飛び込む方法についてさえ未熟な者の多い生徒に対して右の飛び込み方法をさせることは、極めて危険であるから、原判示のような措置、配慮をすべきであったのに、それをしなかった点において、教諭には注意義務違反があった」として市の責任を肯定した。

スポーツ指導者の過失判断においては、被指導者の安全に対してかなり高度な注意義務が課されている状況のみとることができる。

3. 3 免責同意書

あらかじめ不法行為責任を免除するという免責約款・免責同意書が、合意されることがあ

る。故意または重過失の場合にのみ責任を負うように限定したり、損害の種類や責任の限度額を決めておくものもある。このような免責約款をそのまま有効としてよいかについては、かねてより議論がある。たとえば、故意または重過失による責任まで免責する条項は有効とは認められないという考え方や、生命・身体の侵害を免責する条項は無効とする考え方がある。「いっさいの損害賠償責任を負わないものとする」というような条項は、このどちらにもあてはまり問題となる。【8】東京地判平13・6・20判タ1074号219頁は、Y1が開催したスキューバダイビング未経験者を対象とする講習会において、受講生Xが溺水し、重篤な後遺障害を負い、Y1および講師Y2の責任を追及したケースである。Yらは、免責同意書を根拠に争った。判決は、Y2の過失を認めるとともに、「人間の生命・身体のような極めて重大な法益に関し、免責同意者が被免責者に対する一切の責任追及を予め放棄するという内容の前記免責条項は、被告らに一方向的に有利なもので、原告と被告会社との契約の性質をもってこれを正当視できるものではなく、社会通念上もその合理性を到底認め難いものであるから、公序良俗に反し、無効である」とした。

4. スポーツ施設・設備の設置・管理者の不法行為

4. 1 スポーツ施設・設備の瑕疵

スポーツ施設・設備の設置・管理の瑕疵の場合（Cの場合）には、①施設・設備に瑕疵があったものとする、土地工作物責任（民法717条、国賠2条1項）の追及のほか、②設置・管理の義務違反（不作為）があったものとする不法行為責任（民法709条）、③施設・設備に関する契約責任の追及もありうる。スポーツ事故の場合には、②の構成による責任追及が一般的である（製造物責任が追及されるケースはほとんどない）。

すなわち、民法の土地工作物責任（民法717条）は、土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者に損害賠償責任を課している（同条1項）。ただ、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者が第2次的な立場で責任を負う（同条1項但書。無過失責任）。

また、国家賠償法2条は、道路、河川その他の公の営造物の設置または管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国または公共団体が賠償責任を負うものとしている（営造物責任）。スポーツ施設の設置者・管理者によっては、瑕疵に基づく損害の発生についてこの規定が適用される場合もある。上の民法717条と同じ性格の責任である。

スポーツ事故において、これらの規定に基づく責任を追及する場合には、瑕疵が問題となる「施設・設備」の範囲をどのように判断するか、また、施設・設備の「瑕疵」をどのような基準で判断するかが問題となる。各種スポーツの特質に即して、また、スポーツが行われる場面ごとに、規範を具体化する必要がある。

4. 2 スポーツ施設の範囲

まず、上の規定によってカバーされるスポーツ施設の範囲であるが、これはかなり広く捉えられている。

まず、「土地の工作物」（民法717条）について判例は、土地に接着して人工的作業によって成立した物（大判昭3・6・7民集7巻443頁）というように包括的に定義をしてきた。一般の運動施設がこれにあてはまることは当然であるが、限界事例としてスキー場やゴルフ場はどうであろうか。

たとえば、スキー場のゲレンデが民法717条にいう土地の工作物に該当するかどうかについては、肯定例が多い。【9】平成2・3・26判タ737号173頁は、ゲレンデを滑降してきたスキーヤーがゲレンデから雪の崖となっている駐車場に転落して死亡したというケースにおいて、「スキーゲレンデは、主として自然の地形を利用するものではあるが、〈証拠〉によれば、Aゲレンデは、従来杉が生い茂っていた山林を切り開いて造成し、中央ロープウェイとリフトを架設するなどしてスキーコースとなるように整備したものであること、スキーシーズン中は、スキー滑降に適した状態を維持するため、被告ロープウェイが圧雪車で随時ゲレンデ上の除雪や雪均し作業を行っていたことが認められる。そうすると、Aゲレンデは、右のような人工的作業を加えることによって成り立っているものであり、土地の工作物というべきである」とした。スキー場に関しては、このほかにも、これを肯定する裁判例が見られる（長野地判昭45・3・24判時607号62頁、旭川地判昭62・6・16判時1250号111頁など）。

同様にゴルフコースについても、自然の山林原野の樹木を伐採あるいは樹木を植えつけ、自然の傾斜を切り崩しまたは造成し更には障害物を構築して自然の地形環境を有効に利用し、人工的手法によってゴルフ競技者の興味を満喫させるために土地に加工したものであり、土地の工作物に当たるとする（たとえば、大阪地判昭61・10・31判時1216号102頁）。

次に、「公の営造物」（国家賠償法2条1項）について、判例は、一般論としては「国または地方公共団体により公の目的に供用されている有体物をいう」としているが、スポーツとの関連では、国・公立学校の体育施設（サッカー場、プールなど）がこれに当たるとされるケースが多い。やや特殊なケースとして、【10】東京地判昭55・1・31判時956号25頁

は、公共海水浴場での子供の溺死事故について自治体の責任が追及されたケースで、「本件海水浴場は、2万平方メートルの海域（汀線の延長250メートル、巾80メートル）とそれに接する海浜を中心的要素として構成される海水浴場であり、普通地方公共団体である被告が遊泳区域を画し、人的・物的施設を配置して、海水浴場として開設し、利用者に供したものであるから、被告が設置・管理する公の営造物といえることができる」とした（ただし、責任は否定）。

4. 3 瑕疵の評価要素

a. 瑕疵の意義

民法717条1項と国家賠償法2条1項にいう「瑕疵」は同義と解され、当該工作物・営造物が「通常有すべき安全性」を欠いている状態であるとされている（客観説。これに対し、物の危険が実現しないようになすべきことを怠った結果回避義務違反であるとする説も主張されている。ここでは前説による）。そして、その安全性の有無については、当該営造物の構造、用法、場地的環境および利用状況等諸般の事情を総合考慮して、個別具体的に判断すべきであるとしている。たとえば、学校施設の設置管理責任が追及される事例では、プールの事故が比較的多く、しかも瑕疵が肯定される事例がほとんどである（福岡地判昭63・12・27判時1310号124頁、浦和地判平5・4・23本誌825号140頁、判時1485号89頁、大阪高判平6・11・24判時1533号55頁など）。

スポーツ施設の瑕疵について瑕疵の判断のあり方を眺めると、種目による相違に加え、以下のような状況が見られる。「通常有すべき安全性」の「通常」については、当該スポーツ施設の「通常の利用者」、「通常の利用形態」、「通常の安全確保体制」などが評価を根拠付ける要素となっている。

b. 瑕疵の評価要素

①スポーツ施設・設備は、予定されている利用者・利用形態において考慮すべき危険に対処しうる程度の安全性を具備していることが求められ、それを欠く場合には瑕疵ありと評価される（通常予測し得ない利用者・利用形態のもとでの危険については、それに対処できないものであっても、その工作物に瑕疵があるとはいえないと解される）。

たとえば、【11】金沢地判平10・3・13判タ988号173頁は、X（中学3年）が、体育の正課である水泳授業中に飛び込み台から飛び込んだ際に、プールの底に頭部を激突させて、頸椎粉骨骨折、頸髄損傷等の重傷を負い重度の後遺症が残ったというケースに関するもので

ある。Xおよびその両親は、Y市に対し、国家賠償法2条1項、予備的に同法1条1項に基づき損害賠償を請求した。判決は、当該プールは日本水泳連盟及び日本体育協会が示した基準にさえ達していなかったこと、当該プール程度のプールにおいては、水泳指導担当教員が生徒に正しい飛び込み方法を指導しても、プール底部への衝突事故を回避することは著しく困難であることなどを指摘したうえで、当該プールは、生徒らが相当の頻度で飛び込み台から飛び込む状態で使用されており、かつ、右状態は基本的に体育担当教員らによって指導体制上容認されていた、などと判示し、「本件プールは、本件事故発生当時、生徒の飛び込み台からの飛び込みを伴って使用されるプールでありその水深、飛び込み台の存在及びその高さにおいて、そのようなプールとして通常有すべき安全性を欠いた設置管理上の瑕疵があったと認められる」とした。

②また、危険の及びうる範囲として、たとえば、ゴルフ場における事故において、【12】 横浜地判平4・8・21判例タイムズ797号234頁は、ゴルフ場のキャディーが、9番ホールで勤務中、1番ホールから打たれた打球を前頭部に受け頭部座礁の傷害を負ったというケースにおいて、1番ホールの打球が9番ホールに飛び込みやすいレイアウトになっており、過去にもキャディーの負傷事故があったのに、レイアウトの変更、防護柵の設置等の事故防止措置をとらなかったとして、ゴルフ場の設置管理上の瑕疵の責任を認めた。

③各種の競技団体等が、競技施設の規格に関して規則やガイドラインを定めている場合において、施設・設備がその規格に適合しているときは、それが通常有すべき安全性を備えているものと評価する重要な要素となることが多い。ただ、そのような規格の趣旨は、各種競技団体の規則・ガイドラインの趣旨によって一様ではない。一方で、施設が競技を行うにつき十分な安全性を備えたもの、あるいは最低限の安全性を有するものと評価するという趣旨の規格もあるが、他方、もっぱら競技を行うに必要な物理的空間としての規格にすぎない場合もある。前者の場合に、競技規則に適合した競技設備を設置すれば教育設備として瑕疵ある設備を設置したとして責任を問われることはないとした判断もある（横浜地横須賀支判昭52・9・5判例集未掲載）。しかし、後者の場合には、競技団体による規格に適合しているということが通常有すべき安全性の判断に直ちに結びつくわけではない。

たとえば、プールの安全性が問題となったケースとして、【13】 浦和地判平5・4・23判タ825号140頁がある。X（Y1県立高校2年の水泳部員）は、Y2市の体育会内の温水プールで逆飛び込みによるスタートダッシュの練習中、プールの底に頭部を打ち頭蓋損傷を負った。Xとその両親が、Y2市に対し責任追及をしたというケースである。判決は、施設の設置・管理の瑕疵については、「日本水泳連盟プール公認規則でいう公認プールは、同連盟の競技会及び海外交流規則に定める公式競技会又は公認競技会に使用する競技場として、同連盟が

適格と認め公認したプールのことであり、プールの構造条件は、主として水泳競技会の実施を前提としている。そして、右規則は、「・・・なお絶対的な安全基準ではなく、競技会を開催する上での当面の画一的な最低基準である」として、瑕疵を肯定した。

④他の類似施設の状況において事故がなかったことは、安全性に関するひとつの評価根拠とはなるが、必ずしも重視されるべきものとはいえない。たとえば、上記の【13】事件では、「Y2市は、(a)本件プールにおいてY2市民水泳大会、Y2市ジュニア水泳大会等が開催され、その際には逆飛び込みが行われており、(b)Y1県内の他の室内温水プールでも同様の水深であり、そこでも逆飛び込みが行われていると主張するが、・・・(a)については、幸いにもそれまで本件事故のような重大事故が発生するに至らなかったものとするのが自然であり、右のことから本件プールが安全であったとはいえず、(b)については、プールの安全性を判断するに当たっては、既に見たとおり、プールの水深だけではなく、飛び込み台の高さ、利用者の状況等の諸事情を考慮しなければならないものであるから、Y1県内の他の室内プールについて、このような諸事情について詳細が明らかにされていない以上、本件プールの安全性を判断するに当たりの確かな資料とはなり得ない」としている。

⑤さらに、単に施設・設備の客観的状态のみならず、その施設・設備に対する人的管理体制の適否が安全性評価の重要な要素をされる場合もある。特に、自然環境の一部が営造物となる場合には、それが一定程度人為的に支配や管理ができることが前提であり、その支配管理の状態が瑕疵の判断基準となる。人為的な加工が加えられている度合いが高いほど、結果回避のための行為が求められやすくなるであろう。

たとえば、上に見た【10】事件では、「海水浴場が通常備えるべき安全性を備えているというためには、水難事故の予防の点において、海水浴場利用者の能力によっては防除しきれない外的危険に対処する安全措置が講じられており、水難事故発生後の救助の点において、水難事故発生時の報告があった場合すみやかに救助のため出動できる体制が確保されていることが必要である」とした。そして、「海水浴場利用者の能力により防除しきれない外的危険」としては、「水深の急激な変化、急な潮流等の遊泳区域それ自体の構造上の危険や、モーターボートなどの危険物の遊泳区域内への侵入など」をあげ、それらの外的危険から海水浴場利用者の安全を予め確保するための安全措置としては、危険の警告のために、遊泳に適する区域と危険な区域を識別しうる標示(旗・ブイなど)を設置すること、遊泳危険の際の周知、外的危険物の監視・排除・避難警告のための人的・物的設備を備えていることが必要である。さらに、事故発生後の救助のために、事務所、救命ボート、人工蘇生器等の救助用具・救助要員を備えていることが必要であるとしている。これらの有無により、瑕疵の評価がなされることになる。

このような場合には、「自然力との競合」の要素が働くこともあり、賠償額の減額の可能性も生ずるであろう。

4. 4 因果関係

すでに述べたように、加害行為と損害発生との間に因果関係がなければならない。それは、スポーツ施設の設置・管理の瑕疵と損害発生との間についても同様である。たとえば、【14】東京高判昭53・9・18判時911号115頁は、公立中学2年の生徒が、体育の授業中にハードルを飛び越そうとして転倒し、頭部をアスファルト敷きのグラウンドに打ち付けて死亡したというケースに関するものである。生徒の両親は、グラウンドが運動施設としての安全性を欠くものであり、施設の設置管理の瑕疵があると主張して、国家賠償法2条1項に基づき学校設置者である区の責任を追及した。判決は、グラウンドが運動施設としての安全性を欠くとしたが、仮にグラウンドが自然土又はこれに類する材質で造成されていたとすれば右事故の発生を避けることができたとはいえないと判断し、結局、本件グラウンドがアスファルト方式であることと本件事故との間には因果関係を認めることができないとした。

5. スポーツ事故に対する不法行為法上の救済

5. 1 損害賠償

不法行為が成立すると、その効果として加害者に損害賠償責任が生ずる（民法709条）。スポーツ事故から発生する損害自体は、生命・身体に関するもの、財産に関するものから、精神的苦痛に関するものまで、多様であるが、その賠償は原則として金銭によってなされる（民法722条1項、417条）。

5. 2 損害賠償の範囲・算定

賠償されるべき損害の範囲については、古くから長い議論の歴史があるが、民法416条がいわゆる相当因果関係を明らかにしたものであり、この考え方は、債務不履行のみならず不法行為に基づく損害賠償の場合にも類推適用されるべきとする立場が、判例のとりどころとなり、また学説においても長く支配的となってきた。スポーツ事故においても、これによって損害賠償の範囲

が決められる。

ただ、スポーツ事故においては、被害者にも一定の落ち度があったという場合が少なくない。そのような場合について、民法は、被害者に「過失」があったときは、裁判所は、これを考慮して損害賠償の範囲を定めることができるとしている（722条2項）。この規定により、結果的に損害の公平な負担を図ることができる。

ここにいう被害者の「過失」の意義は、不注意によって損害の発生を助けたことを広くしている（不法行為の成立要件としての加害者の過失とは意味が異なる）。たとえば、【15】京都地判平5・5・28判時1472号100頁では、野球部に所属していたX（中学2年）が、野球部のクラブ活動としての紅白戦においてマスクをせずに主審をしていたところ、打者の打ったファールチップのボールが左眼に当たり、左眼房出血の傷害を負ったため、Xは、学校設置者たる市の責任を追及したというケースに関するものである。判決は、同校野球部を指導監督していたA教諭らの指導上の過失を認めたが、「Xは、本件当時、心身ともに健康な中学2年生であったから、自己の生命身体に対する危険を回避するために必要な判断能力及び行動能力を備えていたものといえるうえ、前認定のとおり、小学生のころから野球に親しみ、中学一年生のときから野球部に所属してクラブ活動を続け、その間多数の公式試合や対外練習試合等を見学するという経験を有したことからみて、マスクを着用することなく審判を務めることの危険性を十分認識していたものと推認することができる。しかるに、Xは、マスクを着用しないで審判を務めたのであるから、原告にも本件事故を招来した過失があったというべきである。そうすると、「本件損害賠償額を算定するに当たっては、少なくとも4割の過失相殺をするのが相当である。」とした。

また、【16】横浜地判平3・1・21判時1388号91頁は、Xが、ロッククライミング練習場の岩場において、パーティーを組んでいて先に岩場頂上に登ったYの指示に従い、ザイルで体を支持しつつ岩から手を離す練習をしていたところ、地面に転落し頸椎損傷の重症を負ったというケースにおいて、Yに、ロッククライミングの技術を教示するうえで必要な注意義務を怠り過失があったとし、民法709条の不法行為の成立を認めたものである。そのうえで、判決は、「Xは、岩登りは初心者であったとはいえ、岩登りは、パーティーを組む者同志の相互協力を要する生命身体に危険のあるスポーツであるのであるから、自己の身体の安全確保については、自らも十分に注意すべきであり、原告としてもどのような確保体勢をとり手を離せばよいか被告に説明を求めるべきであったのにこれを怠り、漫然被告の言うがままに手を離れた点について落ち度がある」として、過失相殺として損害額の3割を減額した。スポーツ自体のもつ危険性に考慮して、当事者に自らの安全を確保する一定の注意義務を肯定したうえで、その義務違反を過失相殺の構成の中で考慮したものである。

さらに、【17】旭川地判昭62・6・16判時1250号111頁でも、ゲレンデに設置されているコンクリート製の照明灯支柱に衝突して死亡した被害者は、支柱周辺を通過するにあたっては、平常時よりは滑降経路、速度等に注意して慎重に滑降すべき義務があったというべきで、事故の態様、ゲレンデの状況、特に事故発生場所付近は、緩斜面であり、スキー操作をするにはさして困難な個所でないことからすれば、被害者にも事故発生に相当大きな過失があり、その過失を斟酌すれば、過失相殺として75パーセントという大きな過失相殺がなされ注目される。

5. 3 免責同意書

すでに述べたように、あらかじめスポーツをめぐる不法行為責任を免除するという免責約款・免責同意書が、合意されることがある。スポーツ施設の利用契約においてこのような同意書が作られることが多い。すでに述べたように、このような免責約款をそのまま有効としてよいかについては、かねてより議論がある。また、消費者契約における免責条項については、平成12年に成立した「消費者契約法」がその効力を制限しており（8条）、スポーツ事故の免責条項がこれに基づいて無効とされる場合も多い（軽過失に基づく責任の一部免除のみが有効となる）。

6. まとめ

スポーツが行われる状況は、通常的生活環境とは異なる多くの特性を有しており、その特性を反映して、スポーツをめぐる不法行為についてもまた、注目すべき独特の不法行為規範を形成しつつある。スポーツの望ましい発展とスポーツにかかわる多様な関与者の利益にとって、スポーツ事故に関する不法行為法の適切な発展は欠くことのできない条件となっている。スポーツが成熟した社会の重要な構成要素となるにつれ、「スポーツ不法行為法」の本格的な発展が求められているのである。

<Abstract>

스포츠 사고와 불법행위책임

笠井 修

中央大學法科大学院教授

스포츠는 개인의 육체적, 정신적 건강을 위함을 물론 나아가 사회문화 형성 및 경제 발전에 중요한 의미를 갖고 있다. 반면에 스포츠를 둘러싼 다양한 사고의 발생으로 법적 문제가 발생한다.

따라서 본고는 사고의 발생으로 인한 법적 문제 즉, 스포츠 사고에 있어서의 불법행위를 전제함에 있어서 주요 내용으로 스포츠 경기자의 불법행위, 스포츠 지도자의 불법행위, 스포츠 시설 설비의 설치 관리자의 불법행위에 관하여 권리침해와 위법성, 과실과 책임 등에 관하여 고찰하고, 마지막으로 스포츠사고에 대한 불법행위구상의 구제에 관하여 손해배상, 면책동의서를 검토함으로써 스포츠가 성숙한 사회의 중요한 구성요소로서 자리 매김 할 수 있도록 기여하고자 하였다.

주제어 : 학교 체육장·관, 학생대인상해, 제3자 권리침해, 보충배상책임

